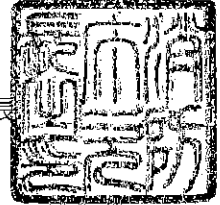


消 防 救 第 9 5 号  
医政発第0501001号  
平成21年5月1日

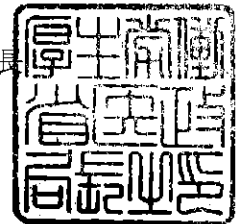
各都道府県知事  
各政令指定都市市長

殿

消 防 庁 次 長



厚生労働省医政局長



「消防法の一部を改正する法律」の公布について

第171回国会で成立した「消防法の一部を改正する法律」は、平成21年5月1日法律第34号をもって公布されました。

一般の消防法（昭和23年法律第186号）の一部改正は、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会の設置等を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）、医療機関、関係団体等に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、改正後の消防法第35条の6においては「総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする」とされており、今後、実施基準の策定のためのガイドラインの発出等必要な情報提供をする予定であることを申し添えます。

## 記

### 第1 消防法の一部改正

#### 1 目的の改正に関する事項

法の目的に、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを追加するものとしたこと。（第1条関係）

## 2 実施基準の策定に関する事項

- (1) 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）を定めなければならないものとしたこと。（第35条の5第1項関係）
- (2) 実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとしたこと。（第35条の5第2項関係）
  - ① 傷病者の心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準
  - ② ①に掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称
  - ③ 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準
  - ④ 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準
  - ⑤ 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準
  - ⑥ ④及び⑤に掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項
  - ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項
- (3) 実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画との調和が保たれるように定められなければならないものとしたこと。（第35条の5第3項関係）
- (4) 都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、5に規定する協議会の意見を聴かなければならないものとしたこと。（第35条の5第4項関係）
- (5) 都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならないものとしたこと。（第35条の5第5項関係）

## 3 総務大臣及び厚生労働大臣の援助に関する事項

総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとしたこと。（第35条の6関係）

## 4 実施基準の遵守等に関する事項

- (1) 消防機関は、傷病者の搬送に当たっては、実施基準を遵守しなければならないものとしたこと。（第35条の7第1項関係）
- (2) 医療機関は、傷病者の受入れに当たっては、実施基準を尊重するよう努めるものとしたこと。（第35条の7第2項関係）

5 実施基準に関する協議等を行うための協議会に関する事項

- (1) 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとしたこと。（第35条の8第1項関係）
- (2) 協議会は、次に掲げる者をもって構成するものとしたこと。（第35条の8第2項関係）
  - ① 消防機関の職員
  - ② 医療機関の管理者又はその指定する医師
  - ③ 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
  - ④ 都道府県の職員
  - ⑤ 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者
- (3) 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができるものとしたこと。（第35条の8第3項関係）
- (4) 協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べるることができるものとしたこと。（第35条の8第4項関係）

第2 その他

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしたこと。（附則第1条関係）
- 2 消防組織法（昭和22年法律第226号）について所要の改正を行うものとしたこと。（附則第2条関係）

## 消防法の一部を改正する法律

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「因る被害を軽減し」を「よる被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い」に改める。

第二条第九項中「医療機関をいう」の下に「。第七章の二において同じ」を加える。

第三十五条の五を次のように改める。

第三十五条の五 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者（第二条第九項に規定する傷病者をいう。以下この章において同じ。）の搬送（以下この章において「傷病者の搬送」という。）及び医療機関による当該傷病者の受入れ（以下この章において「傷病者の受入れ」という。）の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下この章において「実施基準」という。）を定めなければならない。

実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。